

# 5 債務者の合併

68

## 債務者の合併

### I ケース概要

甲野銀行は、乙野商事に対し融資を行い、乙野商事所有の土地および建物に根抵当権の設定を受けていたが、その後、根抵当権の確定前に、乙野商事を吸収合併消滅会社、丁野商事を吸収合併存続会社とする合併が行われ、当該融資に係る債務は、土地および建物の所有権と共に包括的に丁野商事に承継された。

### II 書式作成上の留意点

- ① 元本の確定前に債務者が合併消滅会社となって合併し、融資にかかる債務が包括的に合併存続会社に承継された場合に、根抵当権の債務者の変更登記を行うための書式である。合併の効力発生により根抵当権の債務者を吸収合併存続会社（新設分割の場合は新設合併設立会社）とする根抵当権の債務者変更の登記原因が生じる。
- ② 元本確定前に債務者について合併があったときは、当然に、根抵当権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続する法人または合併によって設立された法人が合併後に負担する債務を担保する（民法第398条の9第2項）。
- ③ 債務者の合併による債務者変更の登記は、不動産担保権の実行手続においては必須ではなく、合併を証する文書（登記事項証明書）により債務者の承継の事実を立証する方法でもよい。追加設定をする場合は、既存登記物件について債務者の変更登記が必要となる。また、極度額や債権の範囲等の他の変更登記をする場合には、同時にすることが一般的であろう。本ケースでは、抵当物件についても権利承継が生じており、この移転登記の機会を捉えて行うことが便宜であろう。
- ④ 合併前に発生した合併存続会社の債務も根抵当権により担保する被担保債権の範囲に含めたい場合には、別途、被担保債権の範囲の変更登記を要する。
- ⑤ 合併事項が記載された登記事項証明書を登記原因証明情報（不登法第61条）として提出する。なお、本書式では示していないが、根抵当権設定者が合併による債権者変更について確認して署名した登記用の登記原因証明情報を作成して登記所に提出することもできる。
- ⑥ 合併による根抵当権の債務者の変更登記は、根抵当権が登記権利者となり、根抵当権設定者が登記義務者となって行う。
- ⑦ 根抵当権設定者は、抵当物件の所有権の取得に係る登記識別情報（登記済証）および印鑑証明書を提供する。なお、登記完了後は、根抵当権設定者および根抵当権者双方に登記完了証が交付される（この変更登記につき、登記識別情報は通知されない）。

- (8) 管轄登記所が複数となるケースでは、印鑑証明書は、登記所ごとに（複数）必要となる。当該申請のためにのみ作成したVI登記用委任状も同様であり、これらは原本還付を受けることができないとされている。

### III 必要書類・費用一覧

書類	書類上の関係者
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（注1）	債務者（吸収合併存続会社、または新設合併設立会社）
<input type="checkbox"/> 委任状（登記義務者用）	根抵当権設定者
<input type="checkbox"/> 委任状（登記権利者用）	根抵当権者
<input type="checkbox"/> 登記識別情報（登記済証）	根抵当権設定者
<input type="checkbox"/> 印鑑証明書	根抵当権設定者
<input type="checkbox"/> 会社法人等番号（注2）	根抵当権者、根抵当権設定者
<input type="checkbox"/> 登録免許税	不動産1個につき1,000円

（注1） 不登令等の改正に伴い、現在の会社法人等番号によって登記所が合併事項を確認できる場合、この番号を提供すれば証明書の添付は省略できることとなった。

（注2） 不登令等の改正により、平成27年11月2日から、会社・法人の代表者等の資格を証する情報の提供（添付）に代え、登記申請情報に商業登記法第7条の会社法人等番号を記録または記載することとなった。ただし、法人登記手続中となるなどの場合を考慮し、例外的に、作成後1か月以内の資格証明情報（登記事項証明書）を提供（添付）することも認められている。

### IV-1 登記用委任状（登記義務者用）（注1）

委任状
平成 年 月 日
住 所 東京都○区○町四丁目5番6号 登記義務者 株式会社丁野商事 代表取締役 丁野四郎 <span style="float: right;">㊞</span> [連絡先 担当部署○○部／担当者名○○○○ 電話番号○○ - ○○○○ - ○○○○]
私は、_____（注2）を代理人と定め、下記の事項に関する一切の権限を委任します。
記
1. 次の要項による登記申請に関するこ（注3）

- (1) 登記の目的：根抵当権変更（合併による債務者の変更）  
 (2) 変更する登記：平成〇年〇月〇日東京法務局〇出張所受付第〇号  
 (3) 物件：後記物件の表示記載のとおり
2. 上記申請の登記識別情報の暗号化に関すること（注4）  
 3. 上記申請の登記完了証の受領に関すること（注5）  
 4. 上記申請に関する資格証明情報その他の添付情報の原本還付手続に関すること（注5）  
 5. 上記申請の登録免許税還付金の代理受領に関すること（注6）

物件の表示（注7）

所 在 東京都〇区〇町一丁目

地 番 1番1

地 目 宅地

地 積 ○○○.○○m<sup>2</sup>

所 在 東京都〇区〇町一丁目1番地1

家屋番号 1番1号

種 類 居宅

構 造 木造セメントかわらぶき平家建

床 面 積 ○○.○○m<sup>2</sup>

以 上

- （注1） 登記事項証明書を登記原因証明情報として提供する場合に登記義務者が作成する委任状の書式である。管轄登記所が複数となるケースにおいて、委任状の原本還付を受けるときは、他の申請についても委任したことが明らかな内容とする必要がある。
- （注2） 代理人の住所ならびに氏名または名称を記載する。
- （注3） 登記事項証明書を登記原因証明書として提供する場合、委任する登記手続を明確にするため、このように記載する。
- （注4） 登記識別情報の暗号化（電子申請においてオンラインで登記識別情報を提供すること）には特別の授権が必要であるため、このように記載する。
- （注5） これらの事項には特別の授権を必要としないが、委任事項を明確にするため、このように記載する。
- （注6） 登記申請の取下げ・却下・過誤納付に伴う還付金の代理受領については特別の授権が必要であるため、このように記載する。
- （注7） 土地については所在・地番、建物については所在・家屋番号を記載することでも足りる。

## IV-2 登記用委任状（登記権利者用）（注1）

委 任 状

平成 年 月 日

住 所 東京都〇区〇町一丁目2番3号

登記権利者 株 式 会 社 甲 野 銀 行

代表取締役 甲 野 太 郎

㊞

私は、\_\_\_\_\_（注2）を代理人と定め、下記の事項に関する一切の権限を委任します。

記

1. 次の要項による登記申請にすること（注3）

- (1) 登記の目的：根抵当権変更（合併による債務者の変更）
- (2) 変更する登記：平成〇年〇月〇日東京法務局〇出張所受付第〇号
- (3) 物件：後記物件の表示記載のとおり

2. 上記申請の登記完了証の受領にすること（注4）

3. 上記申請に関する資格証明情報その他の添付情報の原本還付手続にすること（注4）

4. 上記申請の取下げ、ならびに登録免許税還付金の代理受領にすること（注5）

物件の表示（注6）

所 在 東京都〇区〇町一丁目  
地 番 1番1  
地 目 宅地  
地 積 〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>

所 在 東京都〇区〇町一丁目1番地1  
家屋番号 1番1号  
種 類 居宅  
構 造 木造セメントかわらぶき平家建  
床面積 〇〇.〇〇m<sup>2</sup>

以上

（注1） 登記事項証明書を登記原因証明情報として提供する場合に登記権利者が作成する委任状の書式である。管轄登記所が複数となるケースにおいて、委任状の原本還付を受けるときは、他の申請についても委任したことが明らかな内容とする必要がある。

（注2） 代理人の住所ならびに氏名または名称を記載する。

（注3） 登記事項証明書を登記原因証明書として提供する場合、委任する登記手続を明確にするため、このように記載する。

（注4） これらの事項には特別の授権を必要としないが、委任事項を明確にするため、このように記載する。

（注5） 登記申請の撤回としての取下げ、および取下げ・却下・過誤納付に伴う還付金の代理受領については特別の授権が必要であるため、このように記載する。

（注6） 土地については所在・地番、建物については所在・家屋番号を記載することでも足りる。